

# 新しい公立学校運営への期待

大学評価・学位授与機構

木村 孟

平成16年6月:通常国会

「地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律」の一部改正

→学校運営協議会制度

( **コミュニティ・スクール**制度 ) 発足

~ 「新しいタイプの学校運営の在り方に  
関する実践研究」の大成果と社会の変化

# 教育改革国民会議

## —教育を変える17の提案—

### 4. 新しい時代に新しい学校を チャーター・スクール

従来のシステムではカバーできない教育の側面を重視。

保護者、教員、地域団体が州や学区の認可を受けて設置する公設民営学校

全米に2,700校~全公立学校の約2%、

生徒数約68万人~約1%

→様々な問題

新しいタイプの学校(“コミュニティ・スクール”  
等)の設置を促進する。

(3) 地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校(“**コミュニティ・スクール**”)を市町村が設置することの可能性を検討。市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置。校長はマネジメントチームを任命し、教員採用権をもって学校を経営。市町村が学校ごとに設置する地域運営協議会が学校経営とその成果をチェック。

## 学校運営協議会制度とは？

### 従来の学校運営

教育委員会と校長を中心とした専門家集団による運営

→ (M)責任の所在の明確化、教育条件・内容を確実かつ均等に保証

→ (D)学校の閉鎖性や画一性、学校の状況の分かり難さ

「保護者や地域住民が、権限と責任を持って学校運営に参加する制度」

～ ルビコン川を越えた

平成14年度

「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」

平成15年5月

中央教育審議会へ諮問

「今後の学校運営の在り方について」

平成16年3月答申

→法改正

9月9日 学校運営協議会制度発足

## 中教審答申の概要

### 1．コミュニティ・スクール

学校運営の在り方の選択肢を拡大する手段の一つ。

学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断によって設置。

### 2．学校運営協議会

保護者や地域住民の学校運営への参加を制度的に保証するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織、学校運営協議会を設置。

### 3 . 学校運営協議会と教育委員会

学校運営協議会~ 教育計画、予算計画の方針

等の学校運営の基本的な事項について承認；

当該学校の校長や教職員の人事について任命

権を有する教育委員会に対して意見を述べる。

教育委員会~その意見を尊重して人事を行なう。

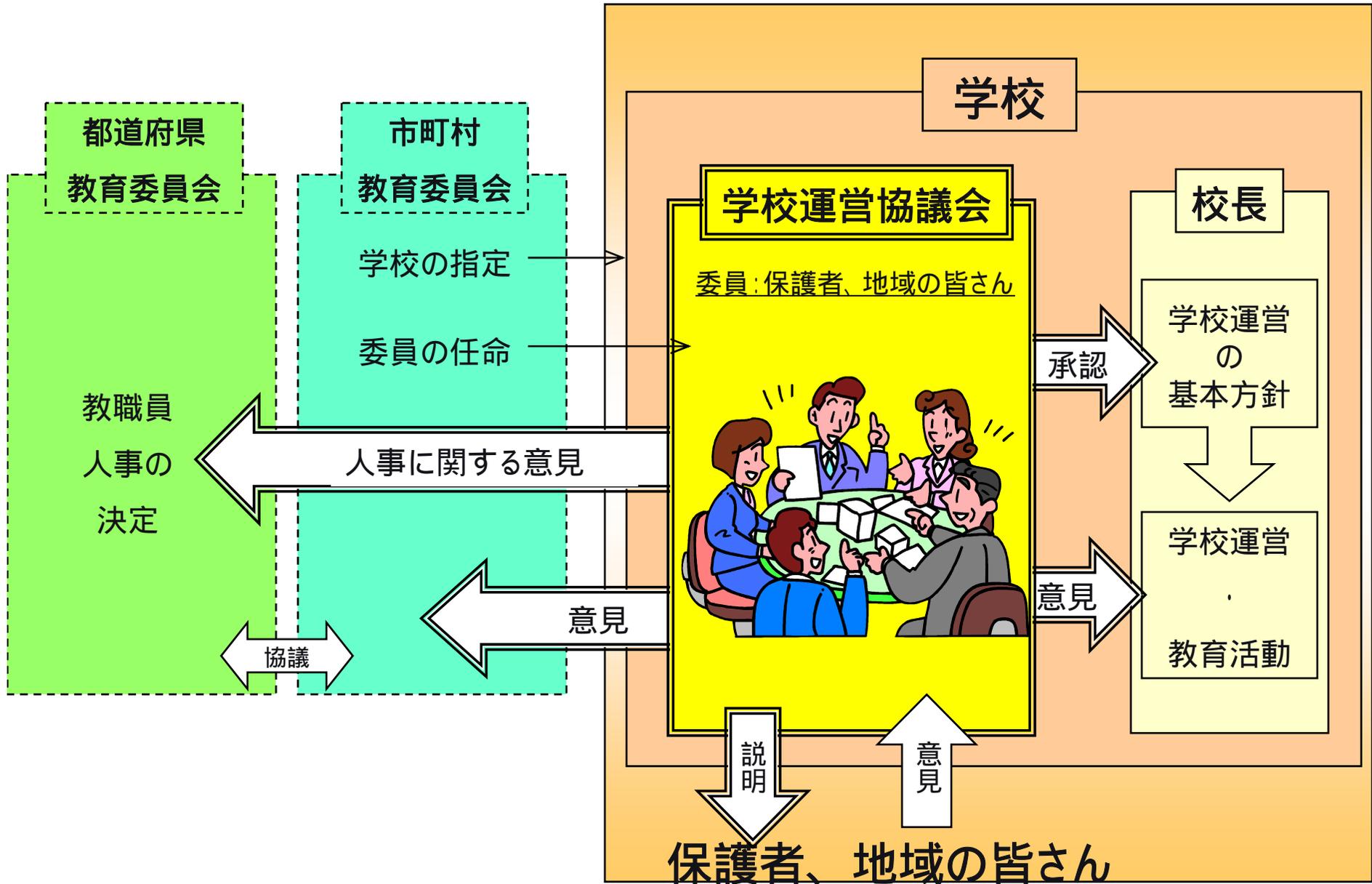
### 4 . 校長の裁量権の拡大

学校の創意工夫を活かした取組を可能とする。

### 5 . 評価

学校自身による自己評価、教育委員会による不  
断の点検、必要に応じた是正措置(指導、取消)。

# コミュニティ・スクールのイメージ



## 中教審答申

あえて細部に立ち入らず、大枠としての制度設計。

具体的な運用（学校運営協議会の委員数、構成、任期の在り方等）

～ 現場の教育委員会に任せる

→ **地域の力の育成**

# 中教審答申取りまとめに当たって

- 1．我が国の教育制度、特に義務教育  
～ 国際的にも成功しているとの評価

IEA 、 PISA

しかし、急激な社会の変化により、保護者や地域住民の学校に対する要請の多様化、高度化

→今の公立学校~これらに十分応えていない？

この課題は、もはや学校だけで解決することは不可能

→家庭・学校・地域社会の一体化が必須

## 2. 経済・社会の構造改革の大きな流れ

→地方分権；権限と責任を現場に近い所  
へ委譲

→公的な部門への住民参加

←住民の側にも自ら公共的な活動に積極  
的に参加しようという気運増大

## 3. 都市化による学校を取り巻く状況の変化

地縁に基づく地域社会の変容

住民意識の高揚

→学校支援ボランティアの拡大

1 . 2 . 3 . → 学校運営協議会制度

学校評議員制度

~個人としての意見を述べられるに留まる。

学校協議会制度

~教育に関係するステイクホルダー(保護者、地域住民)が権限と責任を持って学校運営

東京都足立区で第1号

検討中~世田谷区、杉並区、横浜市、京都市

等70校

**グッドプラクティスを積み重ねて行こう!**